



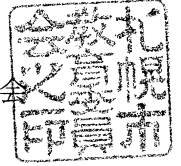
札教推第9008号

平成31年（2019年）4月16日

札幌中沼ソーシャルネットワーク研究会

会長 高島 篤 様

札幌市教育委員会



### 後援承認決定通知書

平成31年4月5日付けで申請のありました後援依頼につきまして、次のとおり承認します。

|                      |  |             |  |
|----------------------|--|-------------|--|
| 区 分                  | 名 義 後 援  |             |  |
| 行 事 名                | 平成 31 年度 子どもゆめ基金助成事業<br>札幌除雪奉仕活動   |             |  |
| 会 場                  | 札幌市東区中沼地区  | 日 時<br>(期間) | 2020年1月25日、2月15日<br>(天候、除雪進行状況により流動的に変更) |
| 後 援 承 認<br>の 条 件     | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 申請内容を変更する場合は、速やかに連絡し、承認を受けてください。</li> <li>2 <b>事業の終了後、その結果を速やかに報告してください。</b></li> <li>3 事業経費は、主催者の負担とします。</li> <li>4 決定通知後、不相当と認められる事項があるときは、後援を取り消す場合があります。</li> </ol>   |             |  |
| 後 援 を 取 り<br>消 す 場 合 | 後援を取り消す場合とは、次のいずれかに該当する場合です。 <ol style="list-style-type: none"> <li>1 下記に掲げる事業に該当する事業となった場合             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 特定の思想、政治的主張、宗教の普及を主たる目的として行われる事業</li> <li>(2) 専ら営利を目的とする事業</li> <li>(3) 対象が特定の者に限定される事業</li> <li>(4) 法令又は公序良俗に反する事業</li> <li>(5) 教科書採択に影響を及ぼす恐れのある事業</li> </ol> </li> <li>2 上記「後援承認の条件」に違反した場合</li> <li>3 虚偽の申出があった場合</li> <li>4 法令に違反する行為があった場合</li> <li>5 その他公益上やむを得ない事由が生じた場合</li> </ol> |             |  |

(担当：教育推進課 TEL 211-3851)